

一般社団法人 パレススポーツクラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人パレススポーツクラブと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県富山市秋ヶ島183番地 富山県総合体育センター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツ及び文化活動の普及と振興、健康の保持増進並びに競技力向上を図り、もって富山県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 スポーツ及び文化活動の普及と振興に関すること
- 2 スポーツ全般の競技力向上に関すること
- 3 健康の保持増進に関すること
- 4 スポーツ及び文化活動の調査・研究に関すること
- 5 スポーツ及び文化の広報活動及び情報提供に関すること
- 6 その他、この法人の目的達成のために必要な事業に関すること

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払いを1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(社員名簿)

第11条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基

づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定める場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事・監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名以内を副会長、1名を事務局長、2名以内を事務局次長とすることができる。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、事務局長及び事務局次長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、事務局長はこの法人の業務を執行する。

4 事務局次長は、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、事務局長及び事務局次長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問

(顧問)

第32条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の会長、副会長、理事の歴任者及び学識経験者の中から理事会の決議を経て、代表理事が任命する。

3 顧問は、この法人の目的に応じた業務運営について、代表理事の諮問に応じる。

4 顧問の任期は4年とし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。

第8章 事務局

(事務局)

第33条 この法人は業務執行のため、事務局を設置し、必要な使用人を置くこと

ができる。

2 使用人は、代表理事が任命する。

3 使用人に対して、その業務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第9章 基金

(基金の拠出等)

第34条 この法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散す

る。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第42条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第43条 この法人の設立時の役員及び監事は、次のとおりである。

(1) 設立時理事

嶋田 利隆 池田 雅計 元起 さおり 中沖 紘一 安井 夏来

(2) 設立時代表理事

嶋田 利隆

(3) 設立時監事

澤田 敦広 田村 吉孝

(設立時社員の氏名又は名称)

第44条 この法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員

嶋田 利隆 池田 雅計 元起 さおり
中沖 紘一 安井 夏来

(法令の準拠)

第45条 この法人の定款に定めない事項は、すべて一般社団法人及び一般財團法人に関する法律その他の法令に従う。

附則

この定款は平成27年7月23日に登記した。